

用語解説

ア行

育児休業制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【22P】

子が満1歳に達するまで、一定の要件を満たした男女労働者が申し出により休業することができる制度。ただし、保育所に入所できないなど一定の要件を満たす場合には子が1歳6か月に達するまでの期間について、育児休業を延長することができる。

N P O ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【51P】

「N P O (Non Profit Organization)」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称のこと。

カ行

学習障害 (L D) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【46P】

全般的な知能の水準や身体機能に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態のこと。

かごしま市食育推進計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【68P】

市民1人ひとりが食育に対して関心を持ち、食育の重要性を理解して、実践できるように、「食育の5つの目標」を掲げ、全市的な食育推進運動に取り組むこととしている計画。(平成21年度から25年度までの5か年計画)

かごしま市民健康55プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【134P】

市民が健やかで、心豊かに、自分らしく生き生きとした生活が送れるよう策定された平成14年度から平成24年度までの市民の健康づくり計画。

健康づくりに関連のある7つの領域(栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、たばこ・アルコール、歯の健康、安心満足な健康生活、生活習慣病)の59項目について目標値を定めている。

学校の余裕教室・・・・・・・・・・・・・・・・【55P】

将来にわたって恒久的に普通教室として使用することはない見込まれる教室のこと。

グリーン・ツーリズム・・・・・・・・・・・・・・・・【78P】

農村地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動のこと。

合計特殊出生率・・・・・・・・・・・・・・・・【3P・7P・11P】

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数のこと。

行動計画策定指針・・・・・・・・・・・・【1P・146P】

次世代育成支援対策推進法第7条第1項の規定に基づき、主務大臣（国家公安委員会委員長、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣）が定め、告示したもので、この指針には、市町村行動計画策定の指針となるべき、次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、次世代育成支援対策の内容に関する事項などが定められている。

コー ホート変化率法・・・・・・・・・・・・【14P】

各コー ホート（特定の社会的集団：通常は年齢階層別男女別人口）について、自然増減要因と社会増減要因を区別せず、過去における実績人口の動静から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。

子育てサポーター・・・・・・・・・・・・【62P・68P】

鹿児島市が養成しているもので、自らの経験等を活かして様々な子育て支援を行いたい市民に「子育てサポーター養成講座」を受講してもらい、「子育てサポーター」（ボランティア）として登録している。

また、登録後は、各種イベント等の託児や子育ての助言などを行っている。

サ行

産後うつ病・・・・・・・・・・・・・・・・【65P】

発症頻度は、10～20%で、出産後1～2週から数か月以内に現れる。気分が沈み、日常生活での興味や喜びがなくなったり、食欲の低下や不眠などが認められ、母親としての責務を果たせないこと、あるいは子どもや夫に対して愛情が湧いてこないことに対する自責、育児に対する不安や恐怖など訴える。

産じょく・・・・・・・・・・・・・・・・【36P・64P】

妊娠・出産によって生じた母体の形態的・機能的变化が出産後に妊娠前の状態にほぼ回復するまでの期間のこと。通常、分娩終了後6～8週間にわたるが個人差がある。

次世代育成支援対策推進法・・・・・・・・・・・・【1P・7P】

次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律のこと。

市町村行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・【1P】

次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づき、市町村が、国の示す行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、達成しようとする目標、実施しようとする対策の内容等を定めた計画のこと。

児童憲章・・・・・・・・・・・・・・・・【50P】

児童の基本的人権を尊重し、その幸福をはかるために大人の守るべき事項を、国民多数の意見を反映して児童問題有識者が自主的に制定(昭和26年5月5日)した道徳的規範のこと。

児童憲章では、「われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。」とし、「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。」という基本原則をうたっている。

児童デイサービス事業・・・・・・・・・・・・【45P・94P】

在宅の療育の必要な児童に対し、日常生活基本動作訓練や集団生活適応訓練等の早期療育を行う事業のこと。

児童福祉施設・・・・・・・・・・・・【30P・42P・77P】

児童福祉に関する事業を行う各種の施設のことで、児童福祉法に、「児童福祉施設」とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとすると規定されている。

児童養護施設・・・・・・・・・・・・【51P】

保護者のない児童、虐待されている児童、その他養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設のこと。

自閉症・・・・・・・・・・・・【46P】

自閉性障害(Autistic Disorder)という、脳中枢神経系の異常に起因する発達障害の1つ。

周産期死亡率・・・・・・・・・・・・・・・・【25P】

周産期（妊娠22週から出生後満7日未満）死亡数を年間出生数と妊娠満22週以後の死産数の合計1,000当たりの率に置き換えたもののこと。

10代の人工妊娠中絶実施率・・・・・・・・・・・・【28P】

10代の人工妊娠中絶件数を15～19歳の女子総人口1,000人当たりの率に置き換えたもののこと。

主任児童委員・・・・・・・・・・・・・・・・【61P】

主任児童委員は、民生委員・児童委員のうち厚生労働大臣に指名された者。

また、主任児童委員の職務としては、児童の福祉に関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。)との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこととされている。

小児慢性特定疾患・・・・・・・・・・・・【72P・73P・100P】

小児がんや慢性心疾患、内分泌疾患など長期にわたり、療養を必要とする厚生労働大臣が定める514の慢性疾患のこと。

新生児死亡率・・・・・・・・・・・・・・・・【25P】

新生児（生後4週未満の児）の死亡数を年間出生数1,000当たりの率に置き換えたもののこと。

新生児専用ドクターカー・・・・・・・・・・・・【71P】

新生児を治療しながら搬送するために、高度な医療機器を装備し、医師・看護師が同乗する救急搬送車のこと。一般の医療機関では治療が困難な新生児を新生児集中治療室のある医療機関へ搬送したり、医療機関外で緊急医療処置が必要な出産に対応する場合などに出動する。

スクールカウンセラー・・・・・・・・・・・・【41P・75P・87P】

学校に出向き、児童生徒、保護者、教師の相談に対し、心理的な働きかけにより、個人の内面的な成長を促す臨床心理の専門家や教育関係者のこと。

スクールソーシャルワーカー・・・・・・・・・・・・【41P・75P・87P】

様々な問題を抱えた児童生徒に対し、子どもを取り巻く環境に働きかけ、課題解決を図る社会福祉等に関する専門的な知識や経験を有する者のこと。

性感染症・・・・・・・・・・・・【63P・69P・70P・136P・137P・145P】

性的な接触によって起こる感染症のすべてのこと。梅毒、淋病、クラミジア感染症、HIVなどがある。

夕行

待機児童・・・・・・・・・・・・【1P・30P・58P・77P・84P】

保育所入所の申込みを行った児童のうち、保育所の入所ができていない児童のこと。

地域子育て支援センター・・・・・・・・・・・・【57P・59P・89P】

子育て家庭の抱える育児不安を解消するために、保育所に子育て支援活動を行う職員を配置して、子育て親子の交流の促進や育児の相談指導、子育てサークル等への支援を実施し、地域の保育所等の関係機関とも連携を図って、地域全体で子育てを支援する基盤を形成するもの。

注意欠陥/多動性障害(ADHD)・・・・・・・・・・・・【46P】

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性又は多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもののこと。

通級指導教室・・・・・・・・・・・・・【46P】

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を行う特別な指導の場のこと。通級指導の対象となる障害の種類は、言語障害、自閉症、情緒障害、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害等である。

チーム・ティーチング・・・・・・・・・・・・・【75P】

学校で授業をする際の教師組織の一様式で、二人以上の複数の教師が、協力して指導する形態のこと。協力教授組織ともいう。

低出生体重児・・・・・・・・・・・・・【27P・36P・63P・116P】

出生時体重が2,500グラム未満の新生児のこと。

適応指導教室・・・・・・・・・・・・・【41P】

不登校児童生徒を対象に、集団生活への適応や学習の支援を行いながら本籍学校への復帰を目指す施設のことで、本市では4か所に開設している。

特定不妊治療・・・・・・・・・・・・・【73P】

不妊治療のうち、体外受精と顕微授精のこと。医療保険は適用されない。

DV（ドメスティック・バイオレンス）・・・・・・・・・【97P】

直訳すると家庭内暴力であるが、一般的には配偶者や親密な間柄にある男女（パートナー）間で起こる暴力のこと。

ナ行**乳児死亡率・・・・・・・・・・・・・【25P】**

乳児（生後1年未満の児）の死亡数を年間出生数1,000当たりの率に置き換えたもののこと。

乳幼児突然死症候群（SIDS）・・・・・・・・・【70P・71P・126P】

乳幼児突然死症候群（Sudden Infant Death Syndrome）の略であり、それまでの健康状態および既往歴からその死が予測できず、しかも死

亡状況及び剖検によってもその原因が不詳である乳幼児に突然の死をもたらした症候群のこと。

認可外保育施設 ······ 【59P】

乳幼児を保育することを目的とする施設で、児童福祉法に基づく児童福祉施設として市の認可を受けていない施設のこと。

妊娠婦死亡率 ······ 【25P】

妊娠婦死亡数を出産（出生数と妊娠22週以後の死産数の合計）数10万当たりの率に置き換えたもののこと。

妊娠高血圧症候群 ······ 【64P】

主として妊娠後期に見られる高血圧と蛋白尿を主とする一連の疾患群の総称。

ネグレクト ······ 【39P】

幼児や児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ることを指す場合が多く、育児放棄（いくじほうき）ともいう。

ハ行

パーキングパー米ット制度 ······ 【65P】

「鹿児島県身障者用駐車場利用証」制度のこと。

身障者用駐車場を適正に利用いただくため、「身障者用駐車場利用証」を交付することにより、障害者や妊娠婦等本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度。

ハイリスク母子 ······ 【65P】

ハイリスク妊娠の妊婦及びハイリスク新生児を表現したもの。

ハイリスク妊娠とは、妊娠分娩、産じょく及び新生児期において、母体及び胎児、新生児に危険が及ぶ可能性が高い妊娠の総称。

ハイリスク新生児とは、出産後の新生児期に特別な管理（検査や治療）を必要とし、出産後の一定期間観察を必要とする新生児のこと。

ファミリー・サポート・センター・・・【34P・56P・57P・65P・84P・92P】

育児の援助を依頼する依頼会員、育児の援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織され、会員相互による育児の相互援助活動を実施すること。

へき地保育所・・・・・・・・・・・・・・・・【58P】

児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される、児童を保育するための施設のこと。

放課後児童健全育成事業・・・・・・【33P・56P・60P・83P・84P・95P】

労働等により昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、当該児童の健全な育成を図る事業のこと。

マ行

マタニティブルー・・・・・・・・・・・・・・・・【65P】

出産直後から数日後に見られる母親の感情の揺れを示し、特に理由もないのに涙もろくなる、食欲がなくなる、憂うつな気分になる、イライラするなど人さまざま症状が現れる。しかし、それらは一過性であり、特に治療の必要性はないが、産後うつ病の発病との関連も見られるケースもある。

マタニティマーク・・・・・・・・・・・・・・・・【65P】

妊娠であることを示すマークのこと。妊娠婦にやさしい環境づくりを推進するため、平成18年に厚生労働省の健やか親子21推進検討会においてデザインが募集され決定された。

民生委員・児童委員・・・・・・・・・・・・【51P・53P・61P・89P】

児童福祉法第16条の規定により、民生委員は児童委員に充てられる。

また、児童委員の職務としては、①児童及び妊娠婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと、②児童及び妊娠婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと、③

児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること、④児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること、⑤児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めることなどとされている。

ヤ行

ユニバーサルデザイン・・・・・・・・・・・・・・・・【81P】

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

要保護児童対策地域協議会・・・・・・・・・・・・【39P・61P・87P・89P】

地方公共団体が単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会のこと。

ラ行

労働力人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【4P・19P】

15歳以上の者で、就業者及び就業したいと希望し、求職活動をしているが仕事についていない者（完全失業者）の総数のこと。